

Ⅲ 介護保険

1. 介護保険制度

高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズはますます増大している一方、核家族化の進行、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化しています。そこで、高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組みとして、介護保険が創設されました。

介護保険制度は、40歳になると自動的に加入を義務付けられます。介護保険の被保険者は、第1号被保険者（65歳以上の者）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の者で医療保険に加入している者）の区分に分けられ、介護サービスを利用できる条件も異なります。

2. 介護保険サービスを利用するには

サービスを利用するときは、まず「要介護・要支援認定」の申請をしてください。奈良市介護福祉課や地域包括支援センターに相談しましょう。第1号被保険者は原因にかかわらず介護になったときに、第2号被保険者は特定疾病（※）が原因で介護が必要になったときに申請できます。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の者	40歳から64歳までの医療保険加入者
受給要件	・要介護状態（寝たきり、認知症等で介護が必要な状態） ・要支援状態（日常生活に支援が必要な状態）	要介護、要支援状態が、 特定疾病（※） による場合に限定
保険料負担	市町村が徴収 （原則、年金から天引き）	医療保険者が医療保険の保険料と一括徴収

※特定疾病（老化が原因とされる16種類の病気）

- ①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑥初老期における認知症（アルツハイマー病、血管性認知症、レビー小体病等）
- ⑦パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病）
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症（ウェルナー症候群等）
- ⑪多系統萎縮症（線条体黒質変性症、シャイ・ドレーガー症候群、オリブ橋小脳萎縮症）
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等）
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎）
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

* 介護保険サービスの利用には、ケアプランの作成が必要です。

要支援1～2の方	住まいを管轄する地域包括支援センターへ相談してください。
要介護1～5の方	居宅介護支援事業者へ相談してください。

3. 要支援・要介護度認定区分の目安

自立	日常生活は自分で行うことができる。介護保険での介護サービスは必要なし。
要支援1	日常生活はほぼ自分でできるが、要介護状態予防のために少し支援が必要。
要支援2	日常生活に支援が必要だが、要介護に至らずに機能が改善する可能性が高い。
要介護1	立ち上がりや歩行が不安定。日常生活の中で、排泄や入浴などに部分的な介助が必要。
要介護2	自力での立ち上がりや歩行が困難。排泄、入浴などに一部または全介助が必要。
要介護3	立ち上がりや歩行などが自力ではできない。日常においても排泄、入浴、衣服の着脱などに全面的な介助が必要。
要介護4	排泄、入浴、衣服の着脱など日常生活の全般において全面的な介助が必要。日常生活能力の低下がみられる。
要介護5	日常生活全般において、全面的な介助が必要であり、意思の伝達も困難。

4. 介護保険サービスの費用について

介護保険の支給限度額内なら、利用者の負担額は費用の1割で利用可能です。ただし、一定以上の所得がある人については、2割または3割の負担になります。

* 区分ごとの介護サービス利用限度額（1か月あたり）と自己負担額

区分	区分支給限度額	負担額（1割）	負担額（2割）	負担額（3割）
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

区分支給限度額を超える利用サービス分の費用は、利用者負担が10割（全額）となります。

5. 介護保険で利用できるおもなサービス内容

在宅サービス	施設サービス（要支援1、2の方は利用できません）
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護（ホームヘルプ） ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） （原則、要介護3以上） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設
<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護（デイサービス） ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型通所介護（デイサービス） ・認知症対応型協働生活介護（グループホーム）
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の購入・貸与・住宅改修費など 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護

6. 地域包括支援センター

高齢者が住みなれた地域で安心して生活を継続することが出来るようにとの観点から、できるだけ要介護状態にならないための予防対策から、個々の状況に応じた介護サービスや医療サービスまで、高齢者の状態の変化に応じた様々なサービスを提供することが必要となっています。

このため、平成18年4月に介護保険法が改正され、高齢者の心身の状態の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を身近な地域で包括的に行う機関として、地域包括支援センターが設置されました。

それぞれの地域包括支援センターには、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員が配置されており、専門性を生かした相談支援を行います。

奈良市では市内を13の日常生活圏域に分け、圏域ごとに1か所ずつ担当する地域包括支援センターを定めています。

奈良市の地域包括支援センター一覧（令和5年4月現在）

名称	住所	電話番号	担当する小学校
若草 地域包括支援センター	船橋町2番地	0742- 25-2345	鼓阪北、鼓阪、佐保
三笠 地域包括支援センター	大宮町二丁目3-10 106号室 （東急ドエル奈良1階）	0742- 33-6622	大宮、佐保川、椿井、 大安寺西
春日・飛鳥 地域包括支援センター	西木辻町110-4	0742- 20-2516	済美、済美南、大安 寺、飛鳥
都南 地域包括支援センター	古市町1327-6 フォレストヒルズ奈良	0742- 50-2288	辰市、明治、東市、帯 解
北部 地域包括支援センター	右京一丁目3-4サツク プラザすずらん館2階	0742- 70-6777	ならやま、朱雀、左 京、佐保台

名称	住所	電話番号	担当する小学校
平城 地域包括支援センター	押熊町397-1 梅守ハイツ1階	0742- 53-7757	平城西、平城
京西・都跡 地域包括支援センター	六条二丁目2-10	0742- 52-3010	伏見南、六条、都跡
伏見 地域包括支援センター	西大寺新町一丁目1-1 河辺ビル1階	0742- 36-1671	あやめ池（学園南以外）、西大寺北、伏見
二名 地域包括支援センター	鶴舞東町1番20-2号	0742- 43-1280	鶴舞、青和、二名、富雄北
登美ヶ丘 地域包括支援センター	中登美ヶ丘一丁目-19 94-3 D20-104 中登美が丘団地ヨックセンター内	0742- 51-0012	東登美ヶ丘、登美ヶ丘
富雄東 地域包括支援センター	大倭町2-22	0742- 52-2051	三碓、富雄南、あやめ池（学園南）
富雄西 地域包括支援センター	鳥見町四丁目-3-1 49-101	0742- 44-6541	鳥見、富雄第三
東部 地域包括支援センター	茗荷町774-1	0742- 81-5720	田原、柳生、興東、都祁、月ヶ瀬

7. 介護予防・日常生活支援総合事業

詳しくは担当の地域包括支援センターにお問合わせください。